

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ (10月3日時点)

▶オミクロン株対応ワクチンの接種

関係省令等が改正され、9月20日からオミクロン株対応ワクチンの接種が可能となり、当市でも接種を開始しました。接種対象や接種券などについては、次のとおりです。

▼接種対象 12歳以上で次のいずれかの回数のワクチン接種（最終接種）が完了してから5か月以上経過している全ての人

年齢	最終接種回数
12～17歳	2回目または3回目
18歳以上	2～4回目のいずれか

▼接種場所 市内医療機関

※接種対応医療機関一覧は、接種券に同封するほか、市ホームページにも掲載しています。

▼接種券 最終の接種(2～4回目接種のいずれか)から4か月以上経過した人へ送付します。3～4回目接種用の接種券を持っている人は、持っている接種券を使用してください。

※接種間隔は今後変更となる可能性があります。この場合、送付時期も変更します。

▶オミクロン株対応ワクチンの接種回数

従来型ワクチンの接種回数の違いにより、オミクロン株対応ワクチンの接種が3～5回目になる場合がありますが、いずれの場合でも、**現時点ではオミクロン株対応ワクチンの接種は1回**です。なお、オミクロン株対応ワクチン接種以降は接種券は送付しませんのでご注意ください。

※オミクロン株対応ワクチンを1回接種した後のワクチン接種は、国で今後検討することとしています。

■接種手続きなどに関する相談窓口 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (☎0120-567-745、月～金曜日＝午前9時～午後8時、日曜日・祝日＝午前9時～午後5時、土曜日は休み) / その他の相談…新型コロナウイルスワクチン接種対策室 (☎38-3190)



◀コロナワクチンナビ

被災者の生活再建を支援します

被災者生活再建支援事業助成金

8月3日からの大雨被害にあった市民が、生活を再建するために必要な経費の一部を助成します。該当する人は申請してください。

▼対象 8月の大雨で、居住する家屋が床上浸水以上の被害を受けた市民で、生活再建のために次の助成対象物を購入した世帯の世帯主（子育て世帯以外も対象）

◎助成対象物 畳、カーペット類、寝具、その他被災により購入の必要があったもの

▼助成金額 1世帯当たり上限5万円

▼申請方法 12月28日(水)までに、印鑑と預金通帳を持参し、必要事項を記入した申請書、購入物品の領収書(レシート可、紛失の場合は写真等)、口座振替依頼書を添えて、こども家庭課(市役所1階)、各総合支所・出張所に提出を。

※申請書は、こども家庭課、各総合支所・出張所に備え付けているほか、市ホームページの「8月3日からの大雨に係る被災者支援」▷「個人向け支援情報」のページにも掲載しています。

■問い合わせ先 こども家庭課 (☎40-3976)

早めの水洗化にご協力ください

下水道の処理区域が広がります

公共下水道の処理区域が11月1日から広がります。新たな処理区域の皆さんには、下水道の接続などについてのお知らせを送付しますので、早めの水洗化にご協力ください。

▼対象 桔梗野5丁目、川合字浅田、一野渡字岡

本、一野渡字野尻、大沢字上村元のそれぞれ一部水洗化工事に必要な資金の融資あっせん制度などがありますので、お問い合わせください。

■問い合わせ先 上下水道部営業課給排水係(岩木庁舎、☎55-6895)

利便性の高い立地の住宅です

弘前駅前北地区都市再生住宅の入居者募集

JR弘前駅から徒歩10分以内で、スーパー、コンビニ、ドラッグストア、保育園、小学校、各種医療機関が徒歩5分以内にある、市が管理する賃貸住宅です。

▼所在地 代官町67の1

▼物件概要 鉄筋コンクリート造8階建て設備…オール電化、電気温水器、システムキッチン(IHクッキングヒーター)、温水洗浄便座、エアコン、エレベーター、各戸専用物置

▼所得要件 1年間の所得額から同居親族1人につき38万円を控除した額の12分の1の額が、15万8,000円を超え48万7,000円以下であること※世帯状況により別途控除があります。

▼月額使用料 1LDK=5万800円～5万8,900円

円/2LDK=5万9,600円～7万1,300円※所得額により異なります/別途、月額2,000円の共益費が必要です。

▼敷金 使用料の3か月分

▼その他 駐車場は民間事業者と別途契約が必要です/入居は令和9年9月までです/持ち家がある場合や税金の滞納がある場合は入居できませんのでご注意ください。

申し込み資格や必要書類など、詳しくは市ホームページで確認してください。

■問い合わせ・申込先 都市計画課(市役所3階、☎34-3233、Eメール toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp)



学用品費などを一部援助します

令和5年度就学援助の申請を受け付け中

経済的な理由で就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費等の就学費用を一部援助します。申請は随時受け付けていますが、4月から認定を受けるためには、3月までの申請が必要です。

▼対象 市立小・中学校に就学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人

○生活保護が停止または廃止となった人

○世帯全員が市民税所得割非課税の人

※住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

○国民年金保険料が全額免除の人

○児童扶養手当の全部支給(一部支給停止されていない)を受けている人

○市民税が減免決定された人

○国民健康保険料が減免決定された人
○そのほか、経済的に就学に困難な状況が認められる人(学校などを通じて確認します)

※市立小・中学校以外に就学の場合も、児童生徒および保護者が市内に居住している場合は認定できることがありますので、お問い合わせください。

▼申請に必要なもの 令和4年1月2日以降に転入した人は令和4年度所得課税証明書、市民税・国民健康保険料の減免理由で申請する人は減免決定通知書

■問い合わせ・申請先 学務健康課(賀田1丁目、岩木庁舎3階、☎82-1643)/学務健康課分室(市役所1階)

※電話での問い合わせは学務健康課へ。

市の指名業者登録を受け付けます

市発注の工事や業務を請け負ったり、市と物品の売買などをしたりする場合には、市の指名業者としての登録が必要です。

令和5・6年度分の市の指名業者登録を次とおり受け付けますので、新たに登録を希望する業者や、現在指名業者として登録され、引き続き登録を希望する業者は、受付期間内に申請してください。

受付期間 11月1日(火)～30日(水)

▼対象 ①建設工事/②測量・設計などの建設関連業務/③製造の請負、物品の売買・賃貸借、警備・清掃業務などの役務の提供

▼申請方法 市ホームページに掲載する申請の手引きを確認の上、「指名競争入札参加資格審査申請書」などの必要書類を提出してください。

■問い合わせ・申請先 契約課契約係(市役所2階、☎35-1137、☎40-7023)